

事業評価シート（まちづくり編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	37	障害のある人への就労支援の充実			
------	----	-----------------	--	--	--

目的	
障害者自立支援法の5つの柱の一つである「障害者をもっと働ける社会の構築」のため、就労支援体制の一環として、障害者の就労支援事業の充実と、就労支援の場の充実を図ります。	
手段	
障害者就労支援の充実 高田馬場福祉作業所の建替えと新体系サービスへの移行	

事業の主な実施内容

平成20年度	
区役所内インターンシップの充実	施設整備の検討
障害者受け入れ企業の開拓と企業の支援	
就労を継続するための相談体制の充実	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 福祉施設から一般就労への移行者数(累計)	福祉施設等から一般企業での就労(一般就労)に移行する障害者数を増やすこと	23年度までに26人以上
2 障害者自立支援法に基づく新体系のサービスを提供する施設への移行状況	障害者自立支援法に基づく新体系のサービスを提供する施設への移行の状況(検討 = 50% 移行準備 = 70% 移行 = 100%)	新体系へ移行(22年度)
3		
4		

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	人	26	26	26	26		
	実績1		22					
	= /		84.6					
指標2	目標値1	%	50	70	100			
	実績1		50					
	= /		100.0%					
指標3	目標値1	%						
	実績1							
	= /							
指標4	目標値1	%						
	実績1							
	= /							

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	45,756				45,756	
人件費		4,225				4,225	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		49,981				49,981	
財源内訳							
一般財源	千円	40,348				40,348	
特定財源		9,633				9,633	
一般財源投入率	%	80.7				80.7	
職員							
常勤職員	人	0.5				0.5	
非常勤職員	人	0				0	

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	委託や指定管理による運営を行っており、適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	新宿区障害者計画・障害福祉計画と整合を図っており適切です。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	委託や指定管理による運営を都補助金等を活用して行っており、効果的・効率的です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	年々、一般就労へ結びついており、達成度は高いものと評価します。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	障害のある人への就労支援の充実により、年々一般就労へ結びついており、計画以上に進んでいます。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)	一般就労は順調に進んでおり、引き続き事業を継続していく必要があります。また、高田馬場福祉作業所の新体系事業への移行について、事業者や利用者に説明する必要があります。また、新たな施設についてどのような設備等が必要か検討が必要です。			
	改革方針	就労支援の充実のため、新たに「障害者による地域緑化推進事業」を立ち上げます。高田馬場福祉作業所の事業者・利用者に新体系事業の説明を行うとともに、新施設の検討を行います。			
21年度評価	改革方針への対応状況	就労支援の充実のため、新たに「障害者による地域緑化推進事業」を立ち上げました。高田馬場福祉作業所の事業者・利用者に新体系事業の説明を行い、新施設の検討を行いました。			
	課題	就労支援の充実のため、更なるきめ細やかな支援が必要です。また、21年度から就労移行支援・就労継続支援事業へ移行した事業所への緑化推進事業委託の拡大が必要です。高田馬場福祉作業所の事業者・利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行う必要があります。また新施設の更なる検討を行います。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
	内容	新たに立ち上げられた新宿区勤労者・仕事支援センターとの連携を緊密に図りながら就労支援を行うとともに、緑化推進事業を拡大していくこととします。高田馬場福祉作業所の事業者・利用者に新体系事業の説明を行うとともに関係条例等の整備を行う必要があります。また新施設の更なる検討を行います。			